

○調理師法施行細則

昭和三十四年九月十一日規則第二十九号

(趣旨)

**第一条** この規則は、調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号。以下「法」という。）、調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三号。以下「施行令」という。）及び調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号。以下「施行規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

**第二条から第四条まで 削除**

(試験実施の公示)

**第五条** 法第三条の二第一項の規定により調理師試験（以下「試験」という。）を行う場合においては、試験期日、試験場、受験願書の提出期限その他試験の実施に関し必要な事項をあらかじめ県報に公告する。

(受験手続)

**第六条** 試験を受けようとする者は、受験願書（別記第四号様式）に次の各号に掲げる書類等を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 履歴書
  - 二 調理業務従事証明書（別記第四号様式の二）
  - 三 写真（出願前六月以内に撮影した手札型正面上半身脱帽）
  - 四 第二号に掲げる書類に記載された氏名と現在の氏名とが異なる場合は、戸籍の抄本又は謄本
- 2 前項の規定にかかわらず、当該出願前の直近の試験に係る受験願書を知事に提出したことを証する書類を同項の受験願書に添えて提出するときは、同項第一号及び第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。この場合における同項第四号の規定の適用については、同号中「第二号に掲げる書類」とあるのは、「当該出願前の直近の試験に係る受験願書を知事に提出したことを証する書類」とする。

(試験委員)

**第七条** 試験に関する事務を行わせるため試験委員を置く。

- 2 試験委員は、県職員及び調理に関し、学識経験を有する者の中からその都度知事が任命し、又は委嘱する。

(受験の停止及び合格の取消)

**第八条** 受験者が試験に関し不正の行為をした場合は、知事は、当該不正行為に關係のある者の受

験を停止し、又は合格を取り消すことがある。

(合格証書)

**第九条** 試験に合格した者には、合格証書（別記第五号様式）を交付するものとする。

(申請書等の様式)

**第十条** 前条までに規定するもののほか、申請書等の様式は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- 一 法第五条第一項の規定による調理師名簿 別記第六号様式
- 二 施行令第十二条第一項の規定による調理師名簿訂正申請書 別記第七号様式
- 三 施行令第十三条の規定による調理師名簿登録消除申請書 別記第八号様式
- 四 施行令第十三条第一項の規定による調理師免許証書換交付申請書 別記第九号様式
- 五 施行令第十四条第一項の規定による調理師免許証再交付申請書 別記第十号様式
- 六 施行令第十四条第四項及び第十五条の規定による調理師免許証返納書 別記第十一号様式

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和三十六年一月十六日規則第一号)

**改正**

昭和三六年 三月三一日規則第一〇号

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて交付されている証明書、許可証等は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて提出される申請書等は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行前にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて調製した用紙は、この規則の施行後においても、昭和三十六年三月三十一日（第九条中別記第百三十八号様式及び第百四十一号様式による用紙については、昭和三十七年三月三十一日）までは使用することができる。

**附 則** (昭和三十六年三月三十一日規則第十号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和四十二年八月十一日規則第四十八号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の調理師法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定により提出し、又は作成されている書類は、この規則による改正後の調理師法施行細則の各相当規定に基づき提出し、又は作成されたものとみなす。
- 3 この規則の施行前に旧規則の規定に基づいて調製した用紙は、この規則の施行後においても昭和四十三年三月三十一日までは使用することができる。

**附 則** (昭和四十五年四月十七日規則第三十一号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和五十二年一月二十八日規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和五十三年四月一日規則第十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和六十三年三月三十一日規則第二十二号)

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

**附 則** (平成十一年三月三十日規則第二十六号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成十二年三月七日規則第九号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成十七年三月十一日規則第二十六号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成十九年三月三十日規則第二十七号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二十年三月二十五日規則第十四号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和三年五月二十八日規則第二十四号)

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

**附 則** (令和七年三月三十一日千葉県規則第三十八号)

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

第一号様式から第三号様式まで 削除

第四号様式（第六条）

調理師試験受験願書

収入証紙

年 月 日

千葉県知事 様

都道  
本籍地 \_\_\_\_\_ 府県  
住所 \_\_\_\_\_  
ふりがな \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日生  
電話 ( \_\_\_\_\_ )  
昼間の連絡先 (名称 \_\_\_\_\_ )  
(電話 \_\_\_\_\_ )

年 月 日施行の調理師試験を受けたいので関係書類を添えてお願いします。

## 第四号様式の二（第六条第一項第二号）

## 調理業務従事証明書

従事者氏名（受験者）生年月日 年 月 日

上記の者は、下記のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

勤務施設名		勤務施設所在地	電話 ( )
施設の種類	種類 (該当のところに○印をつけること)		許可・開設年月日 許可保健所番号
	飲食関係業	1 飲食店営業（喫茶店営業を除く。） 2 魚介類販売業 3 そざい製造業 4 複合型そざい製造業	(許可年月日) 年 月 日 (許可保健所名) 保健所号
	給食施設	(1日回食) 1 寄宿舎 2 学校 3 病院 4 事業所 5 社会福祉施設 6 介護老人保健施設 7 矯正施設 8 自衛隊 9 給食センター 10 その他 ( )	(開設年月日) 年 月 日
	上記の施設で調理の業務に従事した期間		年 月 日から 年 月 日まで
勤務日数及び時間		日／週、 時間／日	
廃業年月日		年 月 日	

証明日	年 月 日	実印又は職印
証明者	住所	電話 ( )
	施設名	
	地位	氏名

証明者が施設長でない場合の理由
-----------------

注

- 原則として当該施設長が証明すること。ただし、従事者と施設長が同一人、配偶者又は二親等内の血族の場合若しくは廃業等によって元の施設長がいない場合は調理師会等・所属団体の長又は同業者が証明すること。
- 証明印は、当該施設の施設長の職印を用いること。個人が証明する場合は印鑑届出のしてある印を用い、印鑑証明を添付すること。
- 給食施設の開設年月日とは寄宿舎、学校、病院等の施設であって多数人に対して飲食物を調理して供与する施設として開始した年月日をいうものであること。

## 第五号様式（第九条）

第 号

## 合 格 証 書

(氏 名)

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日施行の調理師試験に合格したことを証する。

年 月 日交付

千葉県知事

國

## 第六号様式（第十条第一号）

## 調 理 師 名 簿

登 番 号	登 錄 年 月 日	第 号	本 籍			
氏 名				住 所	市 郡	町 村
					市 郡	町 村
生 年 月 日	年 月 日	男 女	免許資 格取得 の種別	法第3条第1項第 号 法附則第3項		
摘要（登録消除年月日及び理由、免許証書換交付年月日及び理由、免許証再交付年 月日及び理由、免許取消年月日及び理由等）						

第七号様式（第十条第二号）

調理師名簿訂正申請書

年　月　日

千葉県知事　　様

本　籍

住　所

(氏名)

年　月　日生

次のとおり調理師名簿の登録事項に変更を生じたので訂正されるよう調理師法施行令第11条第1項の規定により申請します。

1 登録番号及び登録年月日

2 変更事項

変　更　前

変　更　後

3 変更の年月日及び理由

注 添付書類 戸籍謄本又は戸籍抄本

第八号様式（第十条第三号）  
その一（調理師が申請する場合）

調理師名簿登録消除申請書

年　月　日

千葉県知事　　様

本　籍

住　所

(氏名)

年　月　日生

調理師名簿の登録の消除をされるよう調理師法施行令第12条第1項の規定により申請します。

1 登録番号及び登録年月日

2 消除を申請する理由

その二（戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者が申請する場合）

調理師名簿登録消除申請書

年　月　日

千葉県知事　　様

本　籍

住　所

(氏名)

年　月　日生

次の調理師が　死亡した　　で調理師名簿の登録の取消しをされるよう調理師  
失踪の宣告を受けた  
法施行令第12条第2項の規定に基づき申請します。

1　登録番号及び登録年月日

2　調理師の本籍、住所、氏名及び生年月日

3　死亡した　　年　月　日  
失踪の宣告を受けた

注　添付書類　戸籍謄本又は戸籍抄本

第九号様式（第十条第四号）

調理師免許証書換交付申請書

年　月　日

千葉県知事　　様

住　所

(氏名)

年　月　日生

次のとおり記載事項を変更したので調理師法施行令第13条第1項の規定により、調理師免許証の書換交付を申請します。

1 変更事項

本　籍　変更前

変更後

ふりがな　変更前  
(氏　名)

変更後

2 変更年月日

年　月　日

注

1 添付書類 戸籍謄本又は戸籍抄本

2 旧姓又は通称名の併記を希望する場合は、氏名の変更後の欄に、旧姓又は通称名を括弧を付して併記すること。

第十号様式（第十条第五号）

調理師免許証再交付申請書

年　月　日

千葉県知事　　様

本籍  
住所  
(氏名)

年　月　日生

破つた

調理師免許証を汚したので再交付されるよう調理師法施行令第14条第1項の規定によ  
失つた

り申請します。

1 登録番号及び登録年月日

2 破つた  
汚した　　年　月　日及び理由  
失つた

注 免許証を破り又は汚した場合は、当該免許証を添付すること。

調理師免許証返納書

年　月　日

千葉県知事　　様

本籍  
住所  
続柄  
(氏名)

年　月　日生

第14条第4項

調理師法施行令第15条第1項の規定により調理師免許証を返納します。  
第15条第2項

1 登録番号及び登録年月日

2 返納する理由